

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 児童家庭支援センター補助金(指導促進事業)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 子ども家庭課 児童養護第二係

電話番号：058-272-1111(内3561)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 28,560 千円 (前年度予算額：13,680 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	13,680	6,840	0	0	0	0	0	0	6,840
要求額	28,560	14,280	0	0	0	0	0	0	14,280
決定額	24,990	12,495	0	0	0	0	0	0	12,495

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

<背景>

- ・平成10年に県内に初めて児童家庭支援センター(以下「児家セン」)が整備され、5圏域(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨)各1か所の児家センが、管内子ども相談センター(以下「子相」)を補完する機関として設置、運営されてきた。
- ・近年、児童虐待事案が重篤化し、県内の令和6年度児童虐待対応件数も2,982件(児家セン開設当初の平成10年度：102件)と過去最多となっている。

<現状>

- ・平成28年度に、子相・児家セン・市町村の役割分担を見直し、各機能を再構築するため「岐阜県児童家庭支援センター整備・運営基準」を策定。
- ・一方、子相における児童虐待相談対応件数は増加を続け、複雑・困難なケースも増加。このため、専門性を有した民間団体を積極的に活用し、児童虐待の発生予防とともに虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化が求められている。
- ・また、令和4年改正児童福祉法により市町村のこども家庭センター設置や家庭支援事業の実施が法的に位置づけられ、市町村においては親子分離に至る前の予防的支援を重視した施策展開が求められている。

<課題>

○子相、市町村との役割分担

・相談対応は、子相職員が児童虐待の「重度事案」への緊急、高度な対応に専念するため、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設退所後間もないなどの事案について、子相と市町村において役割分担して対応する必要がある。

○市町村における体制確保の状況

・市町村には親子分離前の予防的支援が期待されるが、市町村の規模によっては急激に拡大する業務負担に対し、職員配置や財源の課題に加え専門的な相談対応を行うための人材育成が進んでいない状況にある。

○専門性を有した民間団体の活用

・子相が対応する児童福祉法第26条第1項第2号又は同法第27条第1項第2号の規定に基づく指導が適当な事例を児家センに指導委託をした場合、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」にて国要綱に基づき支弁されるが、親子分離前の予防的支援が重視される中、市町村が対応する事例は数の増加に加え、多様かつ困難度が増している。

・市町村は、地域の専門機関として児家センに相談を行い助言を受けているが、財政的支援がないため、継続的支援体制が整備されていない状況にある。

・児童虐待相談対応件数が増加し続ける中、子相は重篤なケース、市町村は予防支援的なケースと役割分担しながら機能していくため、市町村が対応困難なケースは地域に根付いた専門機関である児家センへの指導要請体制を整備する必要がある。

(2) 事業内容

市町村の要保護児童対策地域協議会において、指導機関が主たる支援機関とされた事例（児童虐待又はその疑いがあるもので、月2回以上の訪問等による支援が必要された事例に限る。）について、市町村が児家センに要請して指導を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国1/2、県1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	28,560	児童家庭支援センターへの指導要請
合計	28,560	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

○厚生労働省は「社会的養護の課題と将来像（平成27.3）」にて、『児童家庭支援センターは施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく』として整備を推進しており、その役割の重要性・専門性は高まっている。

(2) 後年度の財政負担

当補助金は国庫補助基準額に基づき算定しており、継続的な事業展開に対して、児童家庭支援センター補助金（指導促進事業）を交付することとなる。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

市町村からの指導要請に基づき、児童家庭支援センターからの専門的できめ細やかな支援を継続的に実施できる支援体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	
					達成率	

○指標を設定することができない場合の理由

児童家庭支援センターによる指導は、必要とする際に体制が整備されていることが重要であり、その数量は子相及び市町村の体制や児童虐待相談の内容、社会情勢により大きく変化するため、目標の設定にそぐわない。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価)	<p>県内の児童虐待相談は高い水準で推移しており、重篤な事案も発生している中、家族の見守り、里親委託推進、児童家庭相談対応等を柱に、児童家庭支援センターが果たす役割が高まっている。</p> <p>また、市町村が担当する事例の増加や、こども家庭センターの設置及び家庭支援事業が着実に実施されるための必要な措置の実施が市町村の努力義務とされたことから、児童家庭支援センターなどの地域資源を活用して、子相・市町村・児童家庭支援センター間での連携の重要性が高まっている。</p>
3	
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>市町村が対応する事例が増加する中、高い専門性を持つ民間相談機関として、市町村が対応困難なケースを受託し指導を行うことで、児童虐待の予防的支援や発生時の迅速かつ適切な対応につながっている。</p>
2	
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価)	<p>指導要請を行うには、児童家庭支援センターを市町村の要対協の構成団体とする必要があり、両者の連携が強く図られるようになったことで効率的な事業実施につながっている。</p>
2	

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>子相、市町村、児童家庭支援センターの連携が重要である。市町村から、専門性を有した児童家庭支援センターへ指導を要請したら丸投げではなく、その後も情報共有を行い、それぞれの知識やノウハウを使って連携していく必要があるため、各種会議を活用してケース進捗状況について共有していく。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>「児童家庭支援センター整備・運営基準」に基づき、社会福祉法人から提出される補助金交付申請内容を審査し、県が求める事業内容・水準をクリアする法人へ補助金を交付する。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	【〇〇課】